

社援地発 0826 第 1 号
年管管発 0826 第 3 号
令和 4 年 8 月 26 日

全国民生委員児童委員連合会会長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
(公 印 省 略)
厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

年金生活者支援給付金の支給に関する対応について
(協力依頼)

厚生労働行政の推進につきまして、平素から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号）に基づく年金生活者支援給付金（以下「給付金」という。）の支給事務^{※1}を行う日本年金機構（以下「機構」という。）では、令和 4 年度に新たに給付金の支給対象となる方に対して、簡易な給付金請求書（はがき型）（別添 1）を送付することとしております（すでに給付金を受給している方については新たな手続は不要）。具体的には、主として以下の区分に応じて関係書類が送付されます。

- ・ 令和 4 年 4 月 1 日時点で基礎年金を受給しており、かつ、給付金の支給要件を満たしていることが確認できた方（以下「簡易な給付金請求書（はがき型）対象者」という。）に対しては、機構から、令和 4 年 9 月 1 日以降順次、簡易な給付金請求書（はがき型）^{※2}を、年金関係の通知をお送りしている住所へ送付します。
- ・ 65 歳に到達し、老齢基礎年金の請求を行う方（以下「老齢基礎年金新規請求者」という。）に対しては、機構から、65 歳の誕生月の約 3 カ月前に、A 4 サイズの給付金請求書（以下「給付金請求書」という。）が、年金請求書と同封して送付されます。
- ・ 障害基礎年金又は遺族基礎年金を新規に請求する方に対しては、その方からの請求により機構から年金請求書にあわせて給付金請求書が送付されません。

- ・ その他の方（例：特別支給の老齢厚生年金の受給者、老齢基礎年金の繰上げ受給者、共済組合（私学事業団を含む。以下同じ。）へ基礎年金を請求する方^{※3}等）に対しては、受給する年金に応じた給付金の御案内等が送付されます。

※1 給付金は毎年、前年の所得等に基づく支給判定を行い、当該支給判定に基づく支給対象期間は、10月から翌年9月までです。

※2 簡易な給付金請求書（はがき型）に氏名等を記入し、目隠しシールと切手を貼って郵便ポストへ投函することにより請求手続を行っていただきます。

※3 以下のような場合が該当します。

- ・ 共済組合のみに加入していた方が老齢基礎年金の請求書を共済組合に提出する場合
- ・ 共済組合に加入している期間中に初診日がある方が当該病気やケガにより障害基礎年金の請求書を共済組合に提出する場合
- ・ 共済組合の加入者であった方が亡くなった場合に、加入者の遺族が遺族基礎年金の請求書を共済組合に提出する場合

これらを受けて、簡易な給付金請求書（はがき型）対象者、老齢基礎年金新規請求者、障害基礎年金又は遺族基礎年金の新規請求者等（以下「簡易な給付金請求書（はがき型）対象者等」という。）は、それぞれ簡易な給付金請求書（はがき型）又は給付金請求書（以下「簡易な給付金請求書（はがき型）等」という。）を機構に提出する必要がありますが、その際、御自身だけでは手続が困難であり、周囲のサポートを必要とする方がいらっしゃる想定されます。

つきましては、日常の民生委員活動の中で、給付金請求手続に関して、可能な範囲での御協力をいただく等、格別の御配慮をお願いいたします。

想定される具体的な対応は下記のとおりですが、市町村行政担当者や各種相談支援機関とも連携いただき、御対応くださいますよう、各都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会等へ周知方よろしくをお願いいたします。

記

- 1 簡易な給付金請求書（はがき型）等が届いたことを確認した場合の対応
民生委員としての訪問活動や相談対応において、簡易な給付金請求書（はがき型）対象者等に対して簡易な給付金請求書（はがき型）等が封入された封筒（別添2）が届いていることを確認した場合は、
 - ① 封筒の中身が、給付金を受け取るための大切なお知らせであり、御自身

で内容を十分に御確認いただく必要があること

- ② 給付金を受け取るためには同封されている簡易な給付金請求書（はがき型）に氏名等を記入し、目隠しシールと切手を貼り、郵便ポストに投函していただく必要があること、また、簡易な給付金請求書（はがき型）についてはなるべく記載の締切日までに届くよう御提出いただきたいこと
- ③ 御不明点等については、「給付金専用ダイヤル」又はお近くの年金事務所に御相談いただきたいこと

をお伝えいただく等、可能な範囲での御協力をお願いいたします。

なお、簡易な給付金請求書（はがき型）については、記載の締切日までに提出いただけなかった場合もお手続きは可能ですが、令和5年1月4日までに届くよう御提出いただけなかった場合、給付金は令和5年2月分以降からのお支払いとなり、令和4年10月分から令和5年1月分までの給付金を受け取ることが出来ませんので、その点に御留意いただき、早期にお手続されるようお願いください。

2 御自身による確認等が困難な場合の対応

簡易な給付金請求書（はがき型）対象者等が御自身にて簡易な給付金請求書（はがき型）等を確認することが困難といった事情がある場合は、民生委員等から、御家族、身元引受人又は後見人等に対して、簡易な給付金請求書（はがき型）等の確認を依頼していただくよう、可能な範囲での御協力をお願いいたします。

なお、簡易な給付金請求書（はがき型）等の氏名等を自筆で書くことが困難な場合には、代理人等が代筆することが可能です。

3. 管轄の年金事務所との連携

御不明点がある場合には、お近くの年金事務所へ御相談ください。

（参考）

年金生活者支援給付金制度の概要等については、以下の厚生労働省ホームページも御参照願います。

<https://www.mhlw.go.jp/nenkinkyuufukin/index.html>

別添1：簡易な給付金請求書（はがき型）

別添2：簡易な給付金請求書（はがき型）送付用封筒

参考資料：簡易な給付金請求書（はがき型）同封リーフレット

対象者の基礎年金番号

年金生活者支援給付金請求書



←二次元コードは、事務処理で使用
するため、汚さないでください。

令和4年12月支払いのため

令和4年9月30日

までに届くよう投函してください

上記より遅れてご提出されると、お支払いが令和5年1月以降となる場合があります。

年金生活者支援給付金を請求します。

提出日

令和 年 月 日

氏 名	(フリガナ)		電話番号		
基礎年金番号		生年月日		種別 コード	

※上記の太枠内を必ずご記入ください。

◎ 日本年金機構では、市町村から請求者ご本人やご家族（世帯員）の所得情報の提供を受けて、年金生活者支援給付金の要件を判定しています。（所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。）

詳細は、裏面をご確認ください

2209 018 005

郵便はがき

119-0182

杉並南郵便局留

【東京都杉並区高井戸西3-5-24】

日本年金機構 行

カスタマバrcode

〒

住所

氏名

提出人

このはがきは、あなたの年金に上乗せして支給される年金生活者支援給付金を受け取るための請求書です。

年金生活者支援給付金を受け取るためには、この請求書の提出が必要となりますので、速やかにお手続きをお願いします。
年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入金額や所得金額が一定基準以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給するものです。

- 請求した場合の年金生活者支援給付金の見込額（月額）は裏面のとおりです。
※実際に支給される年金生活者支援給付金額は、この見込額（月額）と異なる場合があります。
※見込額欄が「＊」で表示の方には、お手続き後に改めてお知らせいたします。

ご記入の際は、
同封の「年金生活者支援給付金請求手続きのご案内」をご覧ください。

年金生活者を支援する給付金を
受け取るための大切なお知らせです。

料金後納
郵便



重要手続き書類在中

開封前に、もう一度宛名をご確認ください。
他人宛の郵便物が届いた場合は、開封せず、郵便物の
表面に「誤配達」と表記して郵便ポストに投函してください。



日本年金機構
Japan Pension Service

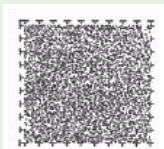
〒168-8505

東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

⚠ 開封前に、もう一度宛名をご確認ください。

他人宛の郵便物が届いた場合は、お手数をおかけしますが、開封せずに郵便物の表面に
「誤配達」等と表記して、郵便ポストに投函してください。

あなたは年金生活者支援給付金を
受け取ることができます。
給付金を受け取るために、同封の
はがきをご提出ください。



※このマークは、音声コードです。
目の不自由な方も封筒情報を
音声で聞くことができます。

『日本年金機構ホームページ』

<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

二次元
コード

年金生活者支援給付金請求手続きのご案内

(令和4年度)

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

- ✓ 本案内は年金生活者支援給付金が受け取れる方に、ご案内しています。
- ✓ 同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に、必要事項をご記入の上、はがきに記載している期限までに届くようご提出ください※1。

■ 請求手続きの流れ

- ① 同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を切り取り線に沿って切り離し、氏名などを記入

- ② 目隠しシールと切手を貼り、郵便ポストに投函

- ・ 審査結果の通知が到着
- ・ 支給決定の場合は、お支払い月の上旬に、振込通知書が到着

- ③ 受給している年金と同時に、年金生活者支援給付金を支給※2

【ご注意ください】

- ※1 はがきに記載している期限までに請求書が届くようにご提出いただけなかった場合も手続きは可能です。ただし、令和5年1月4日までに請求書が届かなかった場合、令和5年2月分以降からのお支払いとなり、令和4年10月分から令和5年1月分までの年金生活者支援給付金を受け取れません。
- ※2 年金生活者支援給付金のお支払いは、2カ月分を翌々月の中旬に年金と同じ受取口座に、年金とは別途お支払いします。

ご不明な点がございましたら、給付金専用ダイヤルまたは年金事務所へお問い合わせください。

『給付金専用ダイヤル』：0570-05-4092（ナビダイヤル）

はがき（年金生活者支援給付金請求書）の書き方と見方

■ 記入例

年金生活者支援給付金請求書				
年金生活者支援給付金を請求します。				
氏名	わがや 太郎	提出日	和 4 年 X X 月 X X 日	電話番号
基礎年金番号	9999-999999	生年月日	昭和30年1月1日	種別コード
※上記の太枠内を必ずご記入ください。				
◎ 日本年金機構では、市町村から請求者ご本人やご家族（世帯員）の所得情報の提供を受けて、年金生活者支援給付金の要件を判定しています。（所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。）				
2209 1018 XXX				



■ 年金生活者支援給付金の見込み額

対象者の基礎年金番号	
令和4年12月支払いのため 令和4年9月30日 までに届くよう投函してください	
上記より遅れてご提出されると、お支払いが令和5年1月以降となる場合があります。	
支援給付金見込額（月額）	
X,XXX 円	
給付金種別	
年齢	年金生活者支援給付金
詳細は、裏面をご確認ください。	

① 下記㉖～㉙をすべてご記入ください。

- ㉖ 本はがきの宛名に記載のある氏名を書いてください。
- ㉗ 記入した日を書いてください。
- ㉙ 日中連絡のとれる電話番号を書いてください。

② 同封の目隠しシールを、㉖㉗㉙の面を覆うように貼ってください。

③ 表面に切手を貼り、郵便ポストへご投函ください。

※ はがき（年金生活者支援給付金請求書）は折り曲げたり、目隠しシール以外のシール等を貼ったりしないでください。

○ 赤枠の見込額（月額）は、令和4年8月時点で受給している年金をもとに算出しています。

※ 現在、受給している年金の種類や保険料納付済期間等により、実際に受け取れる給付額は、この見込額と異なる場合があります。また、見込額欄が「*」で表示の方には、お手続き後に改めてお知らせいたします。

○ 給付額の計算方法は、裏面をご覧ください。

給付金のお問い合わせは「給付金専用ダイヤル」へ！

給付金専用ダイヤル： 0570-05-4092（ナビダイヤル）

050 から始まる電話でおかけになる場合は （東京）03-5539-2216

<受付時間>

月曜日	午前 8:30 ～ 午後 7:00	* 月曜日が祝日の場合、翌開所日は午後7:00まで。
火～金曜日	午前 8:30 ～ 午後 5:15	* 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
第2土曜日	午前 9:30 ～ 午後 4:00	

○ お問い合わせの際は、はがき（年金生活者支援給付金請求書）をご用意ください。

（注）間違い電話が発生しておりますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

支給要件と給付額の計算方法

※本パンフレットに記載の給付金額等は令和4年8月時点の金額です。

給付金種別が「老齢」の方

■ 支給要件

以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 65歳以上で、老齢基礎年金※を受けている
- ② 請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている
- ③ 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が881,200円以下である

※ 旧法の老齢年金、旧共済の退職年金、その他の老齢・退職を支給事由とする年金であって、政令で定める年金についても対象となります。

■ 給付額

給付額は、保険料納付済期間等に応じて算出され、次の①と②の合計額となります※¹。

① 保険料納付済期間に基づく額（月額）

$$= 5,020円 \times \text{保険料納付済期間} \div 480月$$

② 保険料免除期間に基づく額（月額）

$$= 10,802円 \times \text{保険料免除期間} \div 480月$$

※¹ 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が781,200円を超え881,200円以下の方には、①に一定割合（注）を乗じた補足的老齢年金生活者支援給付金が支給されます。

（注） $(881,200円 - \text{前年の年金収入と所得の合計額}) \div 100,000円$ で計算します。

※² 給付額の算出のもととなった保険料納付済期間や保険料免除期間は、お手持ちの年金証書や支給金額変更通知書等で確認できます。

※³ 昭和16年4月1日以前に生まれた方は、生年月日に応じて480月を短縮します。

※⁴ 保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間は10,802円（老齢基礎年金満額（月額）の1/6）、保険料1/4免除期間は5,401円（老齢基礎年金満額（月額）の1/12）となります。毎年度の老齢基礎年金の額の改定に応じて変動します。

給付額の例

➤ 納付済月数が480カ月、全額免除月数が0カ月の場合

$$\textcircled{1} \quad 5,020円 \times 480 / 480月 = 5,020円 \quad \textcircled{2} \quad 10,802円 \times 0 / 480月 = 0円$$

$$\text{＜合計＞} \quad \textcircled{1} \quad 5,020円 + \textcircled{2} \quad 0円 = 5,020円 \text{（月額）}$$

給付金種別が「障害」の方

■ 支給要件

以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 障害基礎年金※¹を受けている
- ② 前年の所得額が「4,721,000円 + 扶養親族の数 × 38万円※²」以下である

※¹ 旧法の障害年金、旧共済の障害年金であって、政令で定める年金についても対象となります。

※² 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

■ 給付額

- 障害等級が1級の方：6,275円（月額）
- 障害等級が2級の方：5,020円（月額）

給付金種別が「遺族」の方

■ 支給要件

以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 遺族基礎年金を受けている
 - ② 前年の所得額が「4,721,000円＋扶養親族の数×38万円※」以下である
- ※ 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、
特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

■ 給付額

○ 5,020円（月額）

ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,020円を子の数で割った金額がそれぞれにお支払いとなります。

留意事項

■ 添付書類は不要

- ・ 市町村から提供を受ける所得情報により、年金生活者支援給付金の支給要件を満たしているか判定していますので、基本的に課税証明書等の添付は必要ありません。
※ 所得情報を確認できない場合など、提出をお願いする場合があります。
※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合に、正しく申告する必要があります。
- ・ 支給要件を満たす場合、2年目以降のお手続きは原則不要となります。
- ・ 支給要件を満たさなくなった場合、年金生活者支援給付金は支給されません。
その際は「年金生活者支援給付金 不該当通知書」をお送りします。

■ 給付額の改定

- ・ 給付額は、毎年度、物価の変動による改定（物価スライド改定）があります。
- ・ 給付額を改定した場合は「年金生活者支援給付金 支給金額改定通知書」をお送りします。

■ 年金生活者支援給付金が支給されない場合

※このご案内をお送りした方も同様です。

- ・ 次の①～③のいずれかの事由に該当した場合、年金生活者支援給付金は支給されません。
 - ① 日本国内に住所がないとき
 - ② 年金が全額支給停止のとき
 - ③ 刑事施設等に拘禁されているとき
- ・ ①または③の場合は必ず届出が必要となりますので、給付金専用ダイヤルまたは年金事務所にご相談ください。

■ ご記入が困難な場合

- ✓ 請求書の氏名などを自筆でご記入いただくことが困難な場合には、代理人などがご本人の氏名などをご記入いただけます。